

健康保険（加入・脱退）証明書

別紙2

本人記入無効

健康保険	記号		番号	
住 所	枝幸町			
被 保 険 者	氏 名	続柄	生年月日	資格取得年月日
				資格喪失年月日
		本人	年 月 日	年 月 日
被 扶 養 者			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日

上記のとおりであることを証明します。

年 月 日

事業主 住所
名称

印

電話 () -

枝 幸 町 長 様

《退職された皆様へ》

退職された場合、国民健康保険加入の届出を退職後14日以内にしなければなりません。

加入の届出には、健康保険脱退証明書が必要となりますので事業主の証明を受け、国保担当窓口へ提出してください。

なお、今まで加入されていた健康保険等を任意継続される方は、退職後20日以内に社会保険事務所、健康保険組合、共済組合に申請することになります。

《就職された皆様へ》

就職された場合、国民健康保険喪失の届出を就職後14日以内にしなければなりません。

新しい会社等から交付を受けた保険証と、今までお使いになった国民健康保険証及び印鑑をご持参のうえ、手続きしてください。

なお、新しい会社等でまだ被保険者証をいただいていない場合は、健康保険等の加入証明書が必要となりますので、事業主の証明を受け、国保担当窓口へ提出してください。

《事業主の皆様へ》

この証明書は、すべて事業主の方にご記入いただき、社印を押印のうえ従業員の方へ交付してください。

なお、資格喪失年月日は、退職日の翌日となります。